

金融機能の再生のための緊急措置に関する
法律第13条に基づく報告書（補遺）

平成13年11月13日
朝 銀 愛 知 信 用 組 合
金融整理管財人

1 はじめに

朝銀愛知信用組合（以下「当組合」という）は、平成11年5月14日、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（以下「金融再生法」という）第68条第1項に基づき、愛知県知事へ「その業務及び財産の状況に照らし預金の払い戻しを停止するおそれがある」旨の申し出を行いました。

その後、平成12年12月29日には、金融再生委員会から金融再生法第8条第1項第1号に基づき「金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分」（以下「管理を命ずる処分」という）を受けました。

金融整理管財人は、金融再生法第13条に基づき、当組合が管理を命ずる処分を受ける状況に至った経緯等について調査し、平成13年6月4日報告書を提出致しました。

本報告書は、金融整理管財人が金融再生法第18条に基づき行った当組合の旧役員の民事上や刑事上の責任追及に関する措置について、上記報告書の補遺として提出するものです。

2 旧役員に対する民事上や刑事上の責任追及に関する措置について

(1) はじめに

金融整理管財人は、当組合の旧役員（理事・監事など）に対する責任追及を行うことが重要な職務の一とされている（金融再生法第18条）ことから、金融整理管財人のもとに弁護士2名・金融整理管財人補佐4名による調査担当事務局を設置し、破綻公表後に組織された「経営責任調査委員会」の調査報告書を基礎に所要の追加調査を行い、必要に応じ預金保険機構等と協議しながら検討を行ってきました。

この調査検討の結果につき、今日までの状況について報告します。

(2) 刑事責任について

預金保険機構等関係先との協議、情報交換を通じ、朝銀愛知信用組合の旧経営陣に対し具体的な金融犯罪に該当する行為があったとして刑事告訴等、訴追請求を行うべき事案があるかどうか慎重に調査・検討を行ってまいりましたが、現在迄にそうした事案を発見するには至っておりません。

(3) 民事責任について

ア 提訴について

当組合は、平成13年10月17日、名古屋地方裁判所に対し、旧役員6名を被告とする総額20億5000万円の損害賠償請求訴訟（平成13年ワ第4293号）を提起しました。

被告とした旧役員の氏名・役職及び当該役職の在職期間は、次のとおりです。

李範洛・理事長	・昭和63年4月～平成5年4月
金 晃・副理事長（融資担当）	・昭和62年7月～平成5年4月
徐廷慶・常務理事兼融資部長	・昭和63年4月～平成7年6月

金栄浩・理事長 ・平成5年4月～平成10年6月
陸初男・副理事長（融資担当） ・平成5年4月～平成10年6月
李光吉・常務理事兼融資部長 ・平成7年6月～平成10年7月

これらの旧役員は上記の地位にあり、当組合の融資審査業務を担当する「審査委員会」の構成員であったので、善良な管理者としての注意義務をもって当組合のため忠実にその職務を執行すべき義務がありました。融資審査にあたってこの善管注意義務に違反して当組合に対して損害を与えたので、その責任を追及するものであります。

個別具体的な法令違反は現在のところ、認められません。

「審査委員会」は総務部長及び本店営業部長を除く全常務理事（5～7名）によって構成される合議機関ですが、理事長・融資担当副理事長・融資部長である常務理事の3名の責任が重いと判断しました。

責任追及の対象とした融資事案は、以下のとおりです。

「提訴対象融資事案の概要」

第1グループ

【被告】李範洛・金 晃・徐廷慶

【事案】① 融資先 ㈱東洋開発（経営指導・遊技場経営等）

手形貸付	平成5年	2月24日	2000万円
	同年	同月25日	1億5000万円
	同年	4月8日	5億円
損害額	3億4000万円		

第2グループ

【被告】金栄浩・陸初男・徐廷慶

【事案】① 融資先 フジタクシーグループ協同組合

（物品の共同購入等）

手形貸付	平成5年	9月22日	1億5000万円
	平成6年	7月22日	1億5000万円
損害額	3億円		

② 融資先 ㈱東洋開発（前掲）

手形貸付	平成5年	12月8日	2億4000万円
損害額	2億4000万円		

③ 融資先 ㈱バイソン（不動産業）

証書貸付	平成6年	11月17日	5億円
損害額	4億5000万円		

第3グループ

【被告】金栄浩・陸初男・李光吉

【事案】

① 融資先 ㈱リージェント（遊技場経営）

手形貸付	平成10年	6月4日	12億円
損害額	7億2000万円		

融資事案としては5件、融資先は4社です。内3社はグループを構成する関連企業です。このグループと構成する3社及びその余の1社（これも他のグループ企業を構成しています）の経営者はいずれも当組合の非常勤理事です。

これらの融資事案は、いずれも担保不足の状況のもとで、あるいは実質的な担保評価を無視して融資を実行したものです。従前融資や本件融資の返済状況、更には融資先の決算内容から見て当該融資先の財務状態は相当悪化しており、融資審査を担当した旧役員としても融資先の事業活動により返済を受けることが困難な状況にあったことを承知していたと認められ、本件融資が回収不能となる危険は十分予測し得たと考えます。これが善管注意義務違反の概括的な内容です。

なお、破綻公表当時の理事長等（平成10年6月～平成11年6月）については、現時点では、責任を追及すべき融資事案は見い出せておりません。

上記の被告となった6名の旧役員の所有不動産等については、保全の措置（不動産仮差押及び仮処分）をとっています。

3 今後の対応について

旧経営陣に対する損害賠償請求等につきましては、上記したとおり損害賠償請求訴訟を提起しておりますが、今後、㈱整理回収機構による調査等によって新たな事実が判明する可能性もあることから、㈱整理回収機構において引き続き責任追及が行いよう、旧経営陣に対する損害賠償請求権等を㈱整理回収機構に譲渡する予定です。

以 上